

認定調査 “ワンポイント・アドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

★★過去 14 日間にうけた特別な医療について（有無）★★

※加算方式の項目になるため、選択する場合は以下の「3大原則」を守ってください。

誤った選択は一次判定に影響を及ぼします。3大原則に沿った状況であることを必ず確認し、特記事項に明記してください。

- ① 医師、または医師の指示に基づき看護師等によって実施される医療行為
- ② 14 日以内に実施されたもの（医師の指示が過去 14 日以内に行われているかは問わない）
- ③ 継続的に行われているもの（急性期への対応で一時的な実施ではないもの）

※介護認定審査会委員が、原則に沿って行われている医療行為かを検討できるように、

「実施頻度/継続性」、「実施者」、「当該医療行為を必要とする理由」について、特記事項に記載してください。

※14 日以内に医療行為を受けても、調査の時点で処置が終了・完治している場合は該当しません。

<例 1>

- 呼吸不全があり、24 時間酸素療法が行われている。1 か月に 1 回の受診はあるが、酸素量等の管理は日常的に妻が行い、調査日から 14 日以内に看護師等によって実施された行為はない。→ 上記のとおり 5) 酸素療法に該当しないが、状況を記載。

<例 2>

- × ウロストーマが造設されており、パウチ交換は自分で行っているため該当なし
→ 調査日から 14 日以内に看護師等によって実施された処置の有無について確認
- ウロストーマが造設されており、パウチ交換は自分で行っているが 2 日前に看護師による消毒と片付けが行われているため 12) カテーテルに該当あり

<例 3>

- × 誤嚥性肺炎のため抗生剤の点滴が行われていた。現在は行われていないがちょうど 2 週間前のことであるため、1) 点滴に該当する。
→ 調査の時点で処置が終了しているため該当なし。状況を記載するのみとする。

【介護認定の状況】（R2.9.4 時点）

7 月申請 325 件のうち審査会の予定が決まっていない数 2 件

8 月申請 342 件のうち審査会の予定が決まっていない数 130 件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係（内線 394・395）